

御社の「人材」を「人財」に変えるお手伝いをいたします

office TOKEN TOKEN 通信 2019/No.1

東京都目黒区原町2-13-2

特定社会保険労務士 田邊 武範
行政書士

TEL 03-3714-6916 FAX 03-3715-5163

URL . <http://www.office-token-sr.com/>

E-mail . tanabe@office-token-sr.com



① 国民年金保険料の産前産後期間免除制度が始まります

次世代育成支援の観点から、**平成31年4月1日**より国民年金第1号被保険者(20歳～60歳までの厚生年金に加入しない主に自営業者等)が出産した際には、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が始まります。

免除される期間は…

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4ヵ月間の国民年金保険料が免除されます。

尚、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3ヵ月前から6ヵ月間の国民年金保険料が免除されます。

また、付加保険料を掛けていた方については年金保険料のみの免除になりますが付加保険料は別に納付することが可能です。

(例)6月20日が出産予定日の場合

4月	5月	6月	7月	8月	9月
----	----	----	----	----	----

前月

出産予定月

翌々月

年金保険料	納付義務	免除	免除	免除	免除	納付義務
付加保険料	納付可能	納付可能	納付可能	納付可能	納付可能	納付可能
年金記録	保険料納付済み期間となります					

② 労働条件の通知がメールやFAXでも可能になります

労働基準法第15条で定められている労働条件の「書面」での通知について、**平成31年4月1日**より労働基準法施行規則が改正され一定の条件を満たした場合はFAXや電子メールでの通知も可能となります。

(1)一定の条件とは???

①労働者の希望によること

⇒自宅にパソコンやFAXのない方を想定したものと考えられます。

労働者に対してはFAX若しくは電子メールでの送付又は書面での交付かを確認しましょう。

②受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信によること

⇒労働者本人に対して、ネットワークを通じて送信されること、と考えます

誰でもダウンロードできるようなファイルにアップロードする方法等は要件を満たさない可能性があります。

③労働者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成できること

⇒電子メール等により到達した労働条件通知書が紙に印刷できるものでなければなりません。

メールは受信できてもプリンターを所持していない方や、LINEなど印刷を前提としないツールによる発信は要件を満たさない可能性があります。

従来は**書面による交付のみ**の対応でしたが、書面として印刷できれば問題ないと判断したことにより**FAXや電子メール等でも可能**とすることで企業にとっては印刷や郵送にかかるコストや手間の削減ともなり、利便性が高まることが期待されますね。

(2)労働条件通知書って何???

「労働基準法第15条第1項」により労働者と労働契約を締結する際には使用者は労働条件を必ず明示することが義務付けられています。

労働条件のどの部分を書面により明示しなければならないかは「労働基準法施行規則第5条」に定められ、具体的には

- ① 労働契約の期間
- ② 就業の場所・従事する業務の内容
- ③ 始業・終業時刻、残業の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務の内容
- ④ 賃金の決定、計算・支払方法、賃金の締切り・支払の時期に関する事項
- ⑤ 退職に関する事項(解雇の事由を含む)
- ⑥ 昇給に関する事項

(以上の6項目は必ず明示しなければならない事項で、かつ①～⑤は書面による明示が必要になります。)

そして、以下の8項目については各項目について職場のルールとして定める場合には明示が必要になります。

- ⑦ 退職手当に関する事項
- ⑧ 臨時に支払われる賃金、賞与及び最低金に関する事項
- ⑨ 労働者に負担させる食費、作業用品その他に関する事項
- ⑩ 安全・衛生に関する事項
- ⑪ 職業訓練に関する事項
- ⑫ 災害補償、業務外の傷病扶助に関する事項
- ⑬ 表彰、制裁に関する事項
- ⑭ 休職に関する事項

(3)一般的な労働条件通知書になります

労働条件通知書(例)

◇◇◇◇ 殿

労働契約期間※1	期間の定めなし 期間の定めあり 自 年 月 日 至 年 月 日	賃金	基本給月額	250,000円
就業の場所	本社工場内		家族手当	10,000円
従事する業務の内容	電器部品の組み立て		通勤手当	20,000円
就業時間	自 8時30分 至 17時30分 (休憩時間) 12時00分 ~ 13時00分		締切日及び支払日	毎月15日締切 毎月25日支払
所定労働日及び所定休日	会社カレンダーによる		支払時の控除	所得税 住民税 健康保険・厚生年金保険料 雇用保険料
時間外労働・ 休日労働の有無	(有)無 割増賃金率は賃金規程による		昇給	(有(毎年4月)・無)
休暇に関する事項	・年次有給休暇 ⇒6ヵ月の継続勤務で10日 ・その他の休暇 ⇒慶弔休暇(有給) 産前産後休暇、育児・介護休暇、 子の看護休暇(無給)	賞与	(有(7月及び12月)・無)	
その他	社会保険の加入 (厚生年金) ・ (健康保険) ・ (雇用保険)	退職金	(有(退職金規程による)・無)	
		退職に関する事項	・定年制(有(60歳)・無) ・継続雇用制度(有(65歳)・無) ・自己都合退職 ⇒退職する30日以上前に届出ること ・解雇の事由及び手続き ⇒就業規則第〇条の定めによる	

以上のほかは、当社就業規則による

※1「契約期間の定めあり」の場合は更新の有無、更新する場合の判断基準を明示する必要があります

平成 年 月 日

(株)〇〇電器製作所

使用者 代表取締役 〇〇 〇〇 (印)